

令和8年6月定例会 一般質問

質問日 6月11日（木）1番

質問者 中川 誠太議員

大阪維新の会の 中川 誠太 です。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。



I 就労継続支援B型事業所の在宅支援に対する指導の強化

はじめに、就労継続支援B型事業所、いわゆる就Bの在宅支援に対する指導の強化について伺います。

昨年課題提起した、就Bにおける不適切な在宅支援への対応に関し、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

就B所における、いわゆる「在宅支援」は、利用者が希望し、在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した場合に利用することができる制度であり、通所が困難な利用者に対し、個々の障がい特性や生活状況に応じた支援を提供する上で重要な役割を担うものであります。

しかし、一部の事業所においては、生産活動と称して、eスポーツや植物の水やりを1日に数回行うだけの活動など、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性のある、不適切な事例が散見されとの話もあり、制度の主旨及び報酬算定の適正性の観点から、看過できない状況であると考えています。

このため、昨年9月に府の対応について質問を行ったところ、「府内の就労継続支援B型事業所に対して在宅支援に関する実態調査を行っているところであり、今後、効果的な指導方法について検討していく」との答弁をいただき、先日、その調査結果について情報提供をいただきました。

調査結果では、府内の事業所の約半数で在宅支援が行われていることや、主な作業として「軽作業」、「SNS運用」や「植物等の育成」なども一定数存在

することが確認され、府が所管する事業所においても、生産活動として適さない可能性のある事案が一定数確認されました。

これらの実態調査の結果を踏まえ、就Bの適切な事業運営を確保するため、指導を強化していく必要があると思いますが、今後どのように対応していくのか、福祉部長へ伺います。

(福祉部長答弁)

○議員お示しのとおり、昨年度実施した、在宅支援に関する実態調査の結果、府所管の事業所においても「植物等の育成」などを行っている事案が一定数確認されたところ。

○そのため、今年度、府が所管する就労継続支援B型事業所に対し、在宅支援を実施している事業所を中心に運営指導を強化していく。

○具体的には、昨年度国が発出したガイドラインに基づき、訓練内容や緊急時の対応方法等の確認を行うとともに、公認会計士等の専門家を活用し、収益から工賃が支払われているか等の確認・指導を行う。

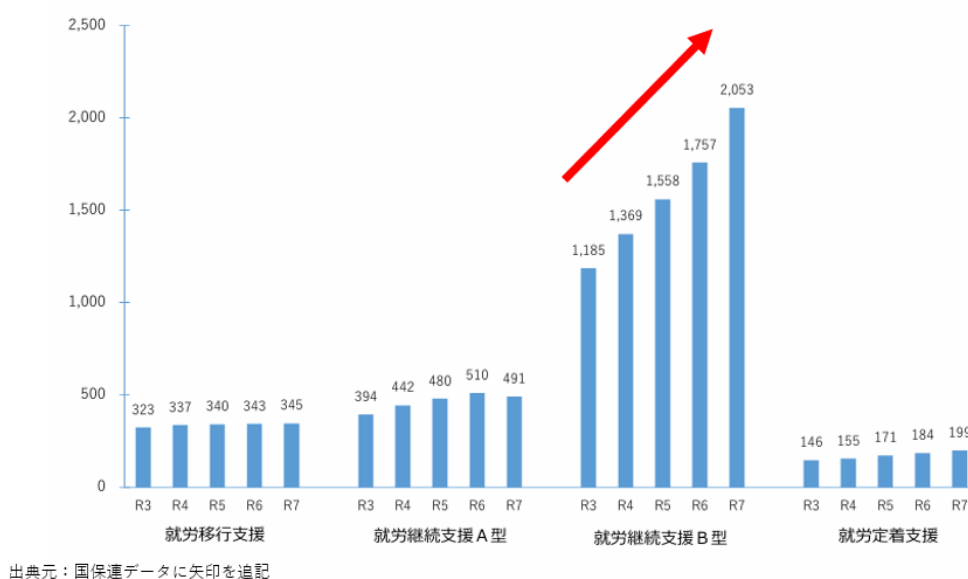
○また、運営指導の結果、法令違反や会計上の不正等、不適切な運営実態等が確認された場合は、速やかに監査に切り替え、より詳細な実態確認を行い法令に基づく処分等を検討することとしており、これらの取組みにより、在宅支援を含めた適切な事業運営を確保していく。

公認会計士等の専門家を活用するなど、新たな取組みにより指導を強化していくとのことなので、十二分に確認し、ぜひとも成果を出していただきたいと思います。

次に、就Bの新規指定についてお尋ねします。

大阪府 就労継続支援B型事業所数の推移

就労系サービスの事業所数の推移（4月1日時点）



1

就Bについては、近年、事業所数が増加傾向にあり、利用者の需要を上回っている地域もあると聞いています。

就Bは、「数を増やすこと」自体が目的ではありません。障がいのある方が適切な支援を受け、自立や社会参加につながるこそが本来の目的であります。

量の拡大が質の低下を招いているとすれば、看過できるものではありません。もちろん、障がいのある方の就労機会を制限するようなことはあってはならな

いと考えております。しかしながら、社会保障費の適正化、そしてサービスの質の確保という観点から、一定の規律も必要ではないでしょうか。私としては、事業所の質と量のバランスを確保する観点が非常に重要であると考えます。

そこで、就Bについては、地域の実情や利用ニーズ、既存事業所の状況を踏まえながら、新規参入しようとする事業所に対し、一定の規制が必要と考えますが、福祉部長の見解をお聞かせください。

(福祉部長答弁)

○府では、新たに参入しようとする就労継続支援B型事業所を指定する際、法令等に基づく審査を行うだけではなく、広域自治体として、所管自治体のニーズを考慮する必要がある。そのため、事業の申請者に対し、開所予定自治体に事業内容の事前説明等を行うよう求めており、自治体の了解が得られたものについて申請協議を始めることとしている。

○さらに、新規指定をより適切に行うため、国のガイドラインに基づき、申請協議を行う際は、代理人等ではなく必ず申請法人の代表者等に対応させるなど、本年9月指定分からより厳しい審査を開始することとしている。

○一般に、事業者の新規参入に対する規制は、利用者が必要な支援を受ける機会が減るおそれがある一方で、不適切な事業運営の防止につながる面があることから、両面での検討が必要であると考えている。

○そのため、府としては、新規参入事業者を含むサービス供給量の状況を踏まえ、今後、必要な対応について検討していく。

<要望>

私としては、本当に悪質な事業者を規制できるのかという思いもあり危惧しております。そのため、需給バランスを早々に算定し、一定の規制についても導入していただくことが、必要な時期に来ていると考えますので、今年度中に何らかの方向性を、お示しいただくことを強く要望しておきます。

2 アプリ及びデジタルマップ統合

続いて、アプリ及びデジタルマップ統合について伺います。

大阪関連アプリ及びデジタルマップ統合



2

現在、大阪府では、住民向けに複数のアプリが提供されており、各部局でシステムが個別に構築・運用されている実態が見受けられます。こうした分散は、府民の利便性を損なうだけでなく、重複投資や運用コストの増大を招く構造となっており、非効率を生んでいます。

デジタル化の本来の目的は、府民サービスの向上と行政の効率化を同時に実現することにあります。しかし現状は、部局ごとの個別最適が優先され、全体最適の視点が欠如していると言わざるを得ません。このままでは、アプリの乱立により府民の利用は進まず、結果、デジタル化の効果が十分に発揮されないおそれがあるとともに、将来的な統合コストは一層増大することは明白です。

私としては、住民向けアプリやデジタルマップについては、機能の整理・統合を進め、府民が直感的に利用できる一元的なプラットフォームへの再編を図るべきであると考えます。重複機能の徹底的な洗い出しを行い、全庁横断のガバナンスのもとで、統一的なデジタル基盤への移行を計画的に進める必要があります。さらに、今後のシステム導入については、個別最適を排し、統合を前提とした厳格な審査・管理の仕組みを構築することを強く求めます。

以上を踏まえ、大阪府として、アプリ及びデジタルマップの統合に向けた具体的な取組やスケジュールについて、スマートシティ戦略部長の見解をお伺いします。

（スマートシティ戦略部）

○議員ご指摘のとおり、スマートフォン等で提供するアプリやマップについては、利用者の知りたい情報が可能な限りシンプルに入手できることが重要。

○これまで、例えば、総合行政ポータルのマイド・ア・おおさかから大阪防災アプリに、シームレスに遷移できる仕組みを構築するなど、取組みを進めてきたところ。一方、昨今の AI 技術等の急速な進展を踏まえ、今後、どのような手法がより効果的か等について、関係部局とともに今年度中に検討を進めていく。

○なお、デジタルマップに関しては、複数のマップが存在するといった課題を解決するため、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）を活用したオープンデータについては、今年度、早急に関係部局との調整等を行ったうえで、複数提供しているデジタルマップを統合し、一つのマップに集約する取組みを進めていく。

○今後とも、より利便性の高い各種行政デジタルサービスが展開されるよう、庁内外の関係機関と連携しながら、取り組んでまいります。

<要望>

住民の QOL 向上をめざし、専門部署を立ち上げられて、私も期待をしていた一人です。デジタル社会に対応するスピード感をもって真摯に、前向き、積極的に、確実に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

3 大阪府域データマーケティング推進事業

次の質問に移ります。

万博後も持続可能な観光成長を実現するためには、データに基づき、地域ごとの観光特性を活かした戦略的な受入体制の強化を図ることが重要です。

本年2月の我が会派の代表質問では「大阪都市魅力創造戦略 2030（案）」における府内周遊の考え方について質問した際、府民文化部長より「府内周遊の活性化に向けては、観光客の行動分析をはじめ、多様なデータを活用する」との答弁をいただきました。

大阪府域データマーケティング推進事業は、市町村がデータに基づいて観光施策を立案できるようにするものであり、本戦略で掲げるめざす姿の実現のためには、本事業を有益なものとするべきと考えますが、本事業の取組状況は如何でしょうか。

併せて、本事業で得られたデータは市町村支援に留まらず、当然ながら府庁内の施策立案・実行に際しても、有効活用していくべきと考えますが、府民文化部長の所見を伺います。

（府民文化部長）

○データマーケティング推進事業は、大阪都市魅力創造戦略 2030（案）に掲げる目標達成に資する事業の1つであり、府内市町村の自律的な観光振興を支援する目的で、大阪観光局と連携し、昨年度より実施しているもの。

○昨年度は、観光消費額データや滞在データ等を購入し、その分析結果を分かりやすく表示する専用ページを整備の上、参画した 28 市町村に基礎的な研修を実施したところ。今年度は、参画する市町村の拡大とデータ活用に向けたより実践的な研修を実施する。

○また、本事業データは観光施策の立案に資するものであることから、府においても、専門家や各部署の意向を踏まえながら、データの共有や研修の実施など、本事業データの有効活用に向け検討してまいる。

＜要望＞

本事業は昨年度より実施されているとのことだが、宿泊税を活用されている以上、その成果については、説明責任が求められます。

しかしながら、現状では、基礎的な研修を実施していることにとどまっているようであり、本事業によって市町村の具体的な観光施策がどう展開されたのか、それが地域経済にどのような効果をもたらしているのかは疑問視されます。

そこで一度立ち止まって、本事業を冷静に振り返っていただき、今年度も約 1 億 2 千万円の事業費に見合った成果が出ないようであれば、次年度以降は本事業の見直しを検討すべきであると指摘させていただきます。

4 商店街のカメラ設置

次に、商店街のカメラ設置についてお尋ねします。

万博を契機に国内外から多くの方が大阪を訪れ、大阪への訪問意欲は一層高まっています。現在では、訪問先も定番の観光地にとどまらず、大阪ならではの日常や食といった体験へと関心が広がっており、商店街も観光資源の一つとして注目されています。

今後、商店街にはさらに多くの観光客の来訪が見込まれます。多くの方が安全・安心に過ごせる環境を整備し、さらなる集客につなげていくためにも、商店街における防犯カメラの設置を進めていくべきではないでしょうか。

そこで、防犯カメラ設置の必要性についてどのように考えるのか、また府としてどのような対応をしているのか、商工労働部長に伺います。

（商工労働部長答弁）

○商店街は、地域の方の買い物や交流の場であるとともに、観光客が楽しむ場でもある。防犯カメラの導入により、その安全性を高めることは、重要な要素であると認識。

○府としては、市町村へのヒアリング等を通じて、商店街が抱える課題やニーズなどを丁寧に把握し、これらも踏まえて、安心して過ごすことのできる商店街の環境整備につなげているところ。

○今後は、観光資源としての商店街の魅力も高め、さらに観光客などの誘客と賑わい創出につなげていく。

5 観光地へのライブカメラの設置

次に、観光地へのライブカメラの設置についてお尋ねします。

宿泊税の活用に当たっては、来訪者の利便性向上や大阪の魅力発信、さらには誘客促進につながる取組に積極的に充当すべきと考えます。

その一つの施策として、インターネットを通じて観光地の様子をリアルタイムで発信するライブカメラを提案します。

例えば、大阪・関西万博においても、会場にライブカメラが設置されており、これは来場の予定を立てる参考になったほか、現地に来られない方々にとっても万博への関心や参加意欲を高める効果があったものと考えます。

大阪には地域に根差した魅力ある商店街があり、こうした地域資源の日常的な賑わいの様子をライブカメラによって発信することは、大阪の多様な魅力を広く発信することにつながり、新たな観光需要の創出に寄与するのではないのでしょうか。

現在、府では、市町村や公的団体等が実施する観光振興施策を支援する補助金制度があります。

そこで、商店街を含む府内観光地へのライブカメラの設置は、新たな観光需要の創出にも寄与することから、この補助金の対象にできるのではないかと考えますが、府民文化部長の所見を伺います。

(府民文化部答弁)

○宿泊税は、都市の魅力を高め、観光振興を図る施策に活用するために導入した法定外目的税であり、「受入環境整備の推進」と「魅力づくり、プロモーションの推進」といった「大阪の観光振興にかかる施策の柱」に基づき、必要と判断した事業に充当することとしている。

○本補助金制度については、市町村等の意向も踏まえ、補助対象のメニューを拡大してきたところであるが、地域住民の利用が中心である商店街へのライブカメラの設置は、観光振興を図るという宿泊税の目的から活用は難しいと考える。

○一方、観光地へのライブカメラの設置については、他の自治体において、観光地の魅力発信や混雑状況の見える化などを目的として設置されている事例もあることから、市町村等の意向も踏まえながら、観光振興施策としての有効性などを検証の上、宿泊税の活用について見極めていく。

○今後とも、必要に応じて補助金制度の拡充を図るなど、観光を取り巻く環境の変化や来阪者のニーズを踏まえた観光振興に取り組んでいく。

<要望>

大阪府では商店街への集客・周遊促進を図る事業があります。この事業はこれから観光地にしていこうと意欲がある商店街を支援するもので、宿泊税を活用した事業でもあります。こうした商店街であれば、ライブカメラを設置し、魅力を広くPRしていく素養があるのではと考えます。

ぜひこうした事業との連携や、地元や観光客のニーズを踏まえ、前向きに検討をお願いします。

6 宿泊税の活用

次に、宿泊税の活用について、思うところを質問させていただきます。

まず宿泊税を財源に昨年度実施された咲洲庁舎のライトアップ事業ですが、私は、実施前の段階から「納税者に説明できる内容にすべきだ」と繰り返し提言してきました。実施後、観覧者数はどのくらい居たのかと言えば、担当部では測定もされておらず不明でした。アンケート調査もされていましたが、回答数が83件と非常に少ないものでした。この事業は約1.3億円もの経費がかかっております。大手前庁舎のライトアップ事業も同様に、約4千2百万円の経費をかけて、実施されています。いま一例を挙げましたが、宿泊税活用事業にそれぞれ明確なKPIが設定されず、定性的な効果の把握に留まっており、私としては、果たして本当に事業効果があったのか、疑問を抱いております。

昨年度の一般質問でも指摘した通り、宿泊税は令和7年度の制度改正により税収が大幅に増加しており、その使途については、これまで以上に厳格な説明責任が求められます。使途が不透明なままでは、納税者の理解は到底得られません。

私は、決して宿泊税を使うなどと言っているわけではありません。むしろ、大阪の魅力向上や観光振興のために、積極的に活用すべき財源であると考えています。しかし、それはあくまで「効果が検証されること」が前提であります。説明できない事業は、結果として無駄遣いとの批判を招くだけであります。

この際、現状の課題を2点指摘いたします。

第一に、事業目的とKPIの設定が不明確である点です。何を達成するための事業なのか、その成果をどう測るのが曖昧なままでは、事後検証は成り立ちません。

第二に、効果検証の仕組みが不十分である点です。データに基づく分析がなされていなければ、次の施策への改善にもつながりません。

現在、宿泊税制度のあり方検討とともに、総括的な効果検証方法を検討していると伺っていますが、これをさらに進め、エビデンスに基づく政策運営へと転換し、納税者に堂々と説明できる取り組みへ改めるべきと考えますが、府民文化部長のご所見をお伺いします。

（府民文化部答弁）

○宿泊税は、観光振興を図る貴重な財源であり、施策の効果を踏まえながら、適切かつ効果的に活用していくことが重要と認識。

○そのため、宿泊税活用事業の検討にあたっては、各施策の目的や事業内容、直近の取組実績、観光振興に寄与する効果などの観点から確認を行うとともに、昨年度の議員からのご指摘も踏まえ、有識者による第三者の視点から客観的に宿泊税充当の妥当性を審議いただき、充当可否を判断している。

○また、宿泊税の使途や成果を広くお示しするため、活用した事業を府ホームページで公表するとともに、活用事業であることが容易に分かるよう、宿泊税活用ステッカーを掲出するなど、見える化を図ってきたところ。

○今後、事業目的に沿ったより適切なKPIを検討するなど、効果検証の充実を図り、観光客や府民の一層の理解が得られるよう取り組んでいく。

<要望>

有識者による第三者の視点から妥当性をチェックする仕組みを導入したことは、一歩前進したと考えます。

「効果検証」を徹底することが、納税者への理解に繋がっていくのではないのでしょうか。

データに基づく分析がなされていなければ、次の施策への改善にもつながりません。

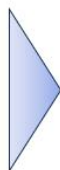
宿泊税は、いわば「大阪の魅力に共感していただいた方々からの投資」であり、その使い方が問われていることを、今一度強く認識すべきであると申し上げます。

7 庁舎の美装化

最後に、庁舎の美装化についてお尋ねします。

少年自然の家 野外女子トイレの扉

修繕前



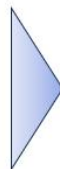
修繕後



3

少年自然の家 野外女子トイレ洋式化

修繕前



修繕後



4

修繕前



修繕後

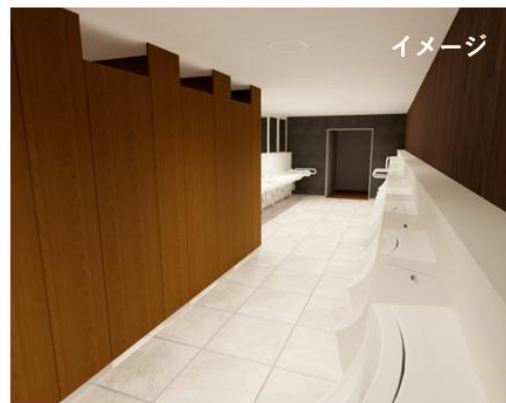


5

修繕前

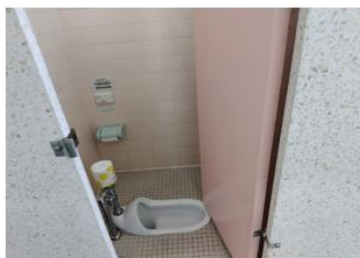


修繕後

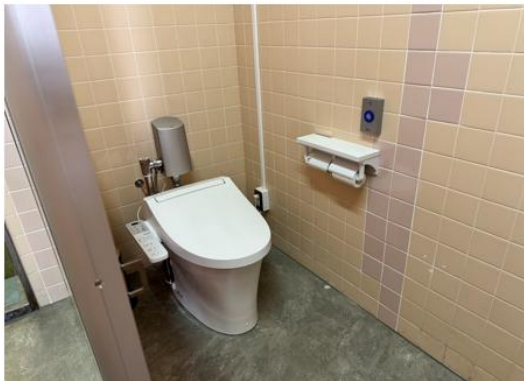


6

修繕前



修繕後



府立高校が希望とする**全てのトイレを洋式化**

7

これまで、学校施設をはじめとする公共施設における、トイレの環境改善の必要性については、繰り返し議論を重ねてきたところであり、現在、教育庁において必要な改修が進められています。

一方で、府の庁舎においても、昨年度に別館トイレの改修が行われたのに続き、本館トイレについても改修が予定されています。今回の改修にあたっては、利用者ニーズを踏まえ、洋式化の一層の推進や便器蓋の設置など、時代に即した環境改善を図るべきと考えますが、

具体的な改修内容と工期はどのようなになっているのか、総務部長に伺います。

(総務部長答弁)

○本館のトイレについては、経年劣化への対応に加え、利便性や衛生面の向上による職場環境の改善を目的として、今年度から全面的なリニューアルを実施する予定。

○主な改修内容としては、一部既存の和式便器を除き、今回工事予定のすべての和式便器を蓋つきの洋式便器に更新するとともに、内装の全面的な改修や、老朽化した配管の更新等を行うこととしている。

加えて、いわゆる「バリアフリー法」の改正趣旨を踏まえ、車椅子使用者が利用可能な個室を各階に整備する。

○本年８月頃から令和９年度末にかけて段階的に改修を進めることとしており、工事期間中は、ご不便をおかけすることになるが、来庁者を含めたすべての利用者にとって、より快適な環境となるよう着実に整備を進めていく

<要望>

いま答弁ありましたとおり、トイレの改修は、利便性や衛生面からも職場環境の改善につながります。公共施設におけるトイレが美装化されることは、まちの美装ともいえるのではないのでしょうか。私は常々、来訪者に、大阪のトイレはキレイ、使いやすいと印象をもっていただくことは、大阪の魅力向上だと思っています。トイレを改修し、そして美化保持にも取り組んでいただくことを要望して、私の一般質問を終わります。



ご清聴いただき誠にありがとうございました。